

# (仮称) 阿武隈南部風力発電事業環境影響評価準備書の意見

## 1 全体的事項について

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、豊かな自然環境を有する地域であることから、事業の実施にあたっては、周辺環境への影響を回避すること。

また、環境影響評価にあたっては、不確定な要素を無くし、精度を高めることが重要であることから、事業内容をより具体化するとともに、不確定な要素がある場合には、その内容を環境影響評価書（以下「評価書」という。）へ具体的に記載し、当該要素を十分に考慮した上で予測及び評価すること。

(2) 事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、周辺住民に対して、事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明するとともに、意見や要望に対しては、十分な説明や誠意を持って対応するなど、誠実に理解の醸成を図ること。

(3) 風力発電機等は、長期に渡り稼働させる計画であることから、適切に維持管理し、経年劣化による不具合等により、周辺環境への影響が生じないようにすること。

(4) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が既存の環境影響評価結果に影響を与えるおそれがある場合には、当該変更内容に係る調査、予測及び評価を実施し、適切な環境保全措置を講じること。

(5) 環境保全措置の実施にあたっては、工事実施時や施設稼働時における最新の技術や工法等を用いて複数案を検討するとともに、その環境保全措置を採用するに至った経緯や、実施のスケジュールについて評価書へ具体的に記載すること。

また、工事施工業者等に対する指導・監督を徹底し、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

(6) 対象事業実施区域の周辺では、他の風力発電事業が計画されており、「騒音」及び「低周波音」などの影響が複合的なものになるおそれがあることから、当該風力発電事業者と情報共有を図りながら、適切に事後調査を実施すること。

(7) 事後調査の実施にあたっては、周辺住民の十分な理解のもとに実施するものとし、苦情等が申し立てられた際には、申立人及び関係機関の指導等に対して誠意を持って対応すること。

(8) 環境影響評価に係る調査地点の設定根拠や、予測に用いた数値の根拠について評価書へ

具体的に記載するとともに、評価書の作成にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、分かり易い内容とすること。

(9) 全国的に落雷や強風等による風力発電所の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害の発生件数が増加する傾向にあることから、その安全対策や事故が発生した場合における復旧方法、並びに風力発電機の耐用年数経過後における対応について評価書へ具体的に記載すること。

(10) 対象事業実施区域内における樹木の伐採や土地の改変は最小限に留めるとともに、風力発電機の設置等にあたっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認し、工事に伴う土砂災害が生じないようにすること。

なお、工事に伴う土砂災害が生じた場合の対応方法を検討し、その結果を評価書へ具体的に記載すること。

(11) 環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においても、インターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るほか、市民の利便性向上に努めること。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

対象事業実施区域の周辺には、住居等が存在することから、建設工事や資材の輸送等に伴い発生する「窒素酸化物」及び「粉じん」が、周辺住民の生活環境へ影響を与えないようにすること。

### 【騒音及び低周波音】

(1) 施設稼働時における「騒音」及び「低周波音」の調査地点等が適切であるか否かを検証するとともに、その結果を評価書へ具体的に記載すること。

また、検証の結果、調査地点等を追加する必要があると判断した場合には、調査地点等を追加して評価すること。

(2) 対象事業実施区域の周辺には、住居等が存在し、「騒音」及び「低周波音」による影響が懸念されることから、風力発電機の配置にあたっては、住居等と十分な離隔距離を確保すること。

(3) 施設稼働後における「騒音」及び「低周波音」については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、既存の風力発電事業への「騒音」及び「低周波音」に係る苦情事例などを調査した上で、適切な頻度及び手法により事後調査を実施するとともに、影響の程度が著しい場合には、追加的な環境保全措置を講じるこ

と。

また、施設稼働後において周辺住民から苦情が申立てられた場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を講じること。

### 【水環境】

(1) 対象事業実施区域は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されているほか、地下水等を生活用水と使用している地域であることから、地下水等の水質や水量に係る事前及び事後調査を実施すること。

なお、事業の実施による生活用水への影響が確認された場合には、速やかに原因を究明し、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 工事による濁水防止対策として設置する沈砂池については、十分な容量のものを設置するとともに、濁水への環境保全措置として、沈砂池の点検及び土壌浸透チェック等の項目を追加すること。

### 【動植物・生態系】

(1) 鳥類への事後調査の実施にあたっては、専門家等の指導及び助言を仰いだ上で、調査時期や調査回数を適切に設定し、バットストライク、バードストライクの発生状況や、渡り鳥の経路に係る変化を適切に把握すること。

なお、影響の程度が著しい場合には、追加的な環境保全措置を講じること。

(2) 対象事業実施区域には、貴重な鳥類であるコマドリやコルリの繁殖地があることから、コマドリやコルリの行動範囲や生息状況、並びに繁殖・営巣状況に係る事前及び事後調査を実施するとともに、影響の程度が著しい場合には、追加的な環境保全措置を講じること。

(3) 伐採跡地の植栽にあたっては、周辺の生態系に影響を与えないよう現生植物を用いて実施すること。

(4) 風力発電機へ航空障害灯を設置する場合には、鳥類への影響について予測及び評価するとともに、影響の程度が著しい場合には、適切な環境保全措置を講じること。

### 【廃棄物】

(1) 工事に伴い相当量の伐採木や廃土が発生することから、廃棄物発生量の低減及び再生利用に努めること。

また、耐用年数経過後における発電設備の撤去に係る廃棄物発生量についても予測及び評価すること。

- (2) 発生土の一時的な保管にあたっては、保管場所での保管を徹底し、降雨に伴う濁水が流出しないよう沈砂池への導水等を適切に実施すること。

### 【風力発電機の影及び電波障害】

- (1) 風力発電機の影については、指針値を下回っているものの、下戸渡地区や上戸渡地区の住宅等への影響があることから、事後調査を実施するとともに、事後調査の実施にあたっては、季節別や時間毎の状況及び範囲、並びに林業従事者等への影響について調査すること。
- (2) 電波障害については、受信状況の悪化が認められると判断した場合、適切な受信対策を実施することとしているが、受信対策に係る記載がないことから、想定される受信対策について、評価書へ具体的に記載すること。

### 【景観・人と自然との触れ合い活動の場】

- (1) 対象事業実施区域には、登山者などに親しまれている猫鳴山や屹兎屋山があることから、風力発電機の配置等にあたっては、その登山道に影響がないよう配慮するとともに、地元の登山愛好家や山岳会などから意見を聴取し、今後の事業計画に反映させること。
- (2) 対象事業実施区域の周辺には、優れた眺望点が多数存在することから（二ツ箭、猫鳴山、屹兎屋等の登山道及び頂上付近など）、風力発電機の配置にあたっては、眺望を著しく阻害することのないよう配慮するとともに、その色彩は自然に溶け込むようなものとし、周辺住民へ圧迫感や威圧感を与えないようにすること。
- (3) 風力発電機へ航空障害灯を設置する場合には、昼夜間それぞれの時間帯における景観への影響について予測及び評価するとともに、影響の程度が著しい場合には、適切な環境保全措置を講じること。

### 【放射線の量】

対象事業実施区域には、東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質が沈着している恐れがあることから、風力発電機等の設置工事にあたっては、一般環境中へ放射性物質が飛散しないようにすること。

### 【その他】

- (1) 対象事業実施区域内には、埋蔵文化財包蔵地「十文字A遺跡」が所在し、また、風力発電機の輸送経路である一般国道 399 号線の沿線には、市指定天然記念物「内倉湿原」や埋蔵文化財包蔵地「内倉遺跡」が所在していることから、道路の拡幅工事や風力発電機の輸送において、「十文字A遺跡」等へ影響がないよう配慮すること。

(2) 工事等に伴う建設機材や資材等の運搬・移送にあたっては、道路の破損等に留意するとともに、周辺環境へ配慮した運行計画とすること。

なお、運搬・移送により市道に破損等が生じた場合には、市道路管理課と協議の上、復旧すること。

(3) 工事施行時における防災計画書を作成するとともに、作成にあたっては、関係機関と綿密に協議して作成すること。

(4) 対象事業実施区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく区域である。また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は「生活森林区域」、「森林保全・育成区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、自然保全のため開発を適正に規制・誘導し、森林の育成に努め、豊かな自然に囲まれた農山村集落の生活環境及び農産物の生産地を守るため、地域の実情に応じた土地利用を図る区域とされていることから、風力発電機の配置や工事計画を検討する際にあたっては十分配慮すること。

(5) 一定規模以上（高さ 13m 超又は建築面積 1,000 m<sup>2</sup> 超）の建築物や工作物等の新築又は（面積 3,000 m<sup>2</sup> 超又は高さ 5 m かつ長さ 10m 超の）土地の区画形質の変更（埋め立て又は干拓を含む）を行なう場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」により、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

また、同行為のうち、特に規模が大きいもの（建築物については高さ 31m 超又は延べ面積 15,000 m<sup>2</sup>、工作物については高さ 31m 超）については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

さらに、一定規模（10,000 m<sup>2</sup>）以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、市都市計画課と協議すること。

加えて、都市計画区域外において 10,000 m<sup>2</sup> 以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

(6) 対象事業実施区域には、国有林と民有林が含まれることから、風力発電施設等を国有林へ設置する場合には、磐城森林管理署と協議すること。また、民有林に設置する場合には、森林法に基づく伐採届等の手続や国の造林補助事業等の有無について、市林務課と協議すること。

なお、民有林内の林道は、林業施業者の利用を想定して整備されており、大型車両は進入できないため注意すること。